

議 会 資 料	議案第 28 号
都市計画課	

## 志摩市営住宅管理条例の一部を改正する条例について

### 1. 条例を改正する理由

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律」(令和5年法律第30号)の施行に伴い、「志摩市営住宅管理条例」(平成16年志摩市条例212号)について所要の修正を行うため、一部改正を行うものです。

### 2. 改正する条例の要点

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に第10条の2が追加される改正により同法律を引用している該当条文に加え、追加された条文を引用するため、「又は第10条の2」を追加します。

### 3. 改正による効果等

本改正により市営住宅入居者資格の特例における対象項目について配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律との整合性が図られます。

志摩市営住宅管理条例(平成16年志摩市条例第212号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(入居者資格の特例)</p> <p>第7条 次の各号のいずれかに該当する者(老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者(第4項において「老人等」という。))は、前条第1項第1号の規定に掲げる条件を具備する者とみなす。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度がアからウまでに定める程度であるもの</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度</p> <p>ウ 知的障害 <u>同号イ</u>に規定する精神障害の程度に相当する程度</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、ア又はイのいずれ</p>	<p>(入居者資格の特例)</p> <p>第7条 次の各号のいずれかに該当する者(老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者(第4項において「老人等」という。))は、前条第1項第1号の規定に掲げる条件を具備する者とみなす。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度がアからウまでに定める程度であるもの</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度</p> <p>ウ 知的障害 <u>    </u>イに規定する精神障害の程度に相当する程度</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、ア又はイのいずれ</p>

かに該当するもの

ア (略)

イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項\_\_\_\_\_ (同法第28条の2において\_\_\_\_\_ 準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

2～4 (略)

かに該当するもの

ア (略)

イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2(同法第28条の2においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

2～4 (略)